平成２１年（フ）第９３２号
さいたま市北区大成町４丁目745番地　アメニティ木部406号室
債務者　箭野麻衣子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９５３号
さいたま市南区白幡３丁目１番９号　１―405
債務者　谷村　雅代
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９６０号
さいたま市南区大字太田窪2577番地10
債務者　中島　真澄
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９８２号
埼玉県川口市芝高木２丁目25番９号
債務者　竹之下和子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９８５号
埼玉県川口市芝園町３番15―1007号　芝園団地
債務者　山崎　勝之
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９９６号
さいたま市北区宮原町２丁目54番地14
債務者　大槻　良枝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６３号
さいたま市南区南浦和１丁目２番20号　なんぽハイツ101号、旧住所さいたま市南区南浦和３丁目40番16号　武南ハウス28号
債務者　丸茂　義忠
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番18―502号、旧住所埼玉県三郷市彦成４丁目３番13―503号
債務者　西村　　恵
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
埼玉県春日部市備後東３丁目21番28号
債務者　大根田律子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
埼玉県東松山市大字大谷5205番地
債務者　山田　律子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１２４号
千葉県山武郡大網白里町池田38番地２
債務者　田久保　允
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２号
千葉県山武郡芝山町新井田897番地19
債務者　西山　誠一
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９号
千葉県銚子市猿田町632番地の１
債務者　加瀬　弘美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２号
千葉県銚子市本城町４丁目500番地の１
債務者　木村　千代
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８号
千葉県東金市東金245番地９
債務者　木原　高志
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８３号
千葉県銚子市長塚町４丁目935番地の３
債務者　木村　英樹
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３２７号
静岡県沼津市下香貫下障子3204番地の７
債務者　渡邊　葉子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
静岡県三島市徳倉1000番地の13　遠藤ハイツＢ－１Ｅ、前住所静岡県三島市徳倉４丁目19番９号　キャトルセゾンＢ―101
債務者　西村　文淑
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係